

第 1 部

評 値 の 枠 組 み

第1部 評価の枠組み

第1章 調査の概要

1.1 調査の背景

- (1) アフリカ地域では、マラリア、結核、下痢症、呼吸器感染症、HIV/AIDS 等の感染症が死亡要因の上位を占めており、我が国の対アフリカ保健医療協力事業は、これら感染症の予防対策を重要分野の一つとしている。感染症の診断や研究を行なうための施設・設備面での基盤整備には相当額の投資が必要であり、その維持管理にも多大な費用がかかるため、財政基盤の脆弱なアフリカの国々すべてが研究所やラボラトリーをもつことは困難であるが、地域内に中核となるリファレンスラボラトリーを確立し、そこを中心とした地域内の検査・診断ネットワークを構築すれば、感染症対策に効率的な対応が可能となることが期待される。
- (2) こうした考えのもと、我が国はガーナ、ケニア、ザンビアの3カ国に対し、感染症研究・診断の拠点となる研究所の設立と人材育成というハード面、ソフト面を組み合わせた協力を長期間行なってきた。例えば、ガーナでは 1968 年からガーナ大学医学部に対する技術協力が実施され、1977 年には無償資金協力による野口記念医学研究所の設立、1986 年からはプロジェクト方式技術協力、1991 年からは野口記念医学研究所を拠点とした第三国研修が実施され、ガーナ国内のみならず周辺諸国に対する保健医療分野の人材育成、研究協力の拠点として実績をあげてきている。また、ケニア、ザンビアでも同様に、無償資金協力、技術協力プロジェクト等により設立した施設を拠点とし、感染症対策分野での研究、人材育成を目的とした技術協力を実施してきている。
- (3) ガーナ、ケニア、ザンビアに研究拠点が設立され、長期にわたる技術協力が実施された結果、これらの研究拠点の研究能力が人的にも施設・機材面においても整備される一方で、近年これらの国々に対する保健医療センターに対する協力の重点は研究能力の向上を通して、一般国民への医療サービスを波及的に向上するという間接的な協力のみならず、一般国民を直接対象とした協力へとシフトしつつある。このような状況において、今後、感染症対策分野での協力を推し進めるうえで、これらの国々における感染症研究機関の機能・役割をあらためて検証する必要性が生じている。

1.2 調査の対象・目的

アフリカ地域における我が国の感染症対策分野での代表的な協力であるガーナ野口記念医学研究所（以下、野口研）、ケニア中央医学研究所（Kenya Medical Research Institute: KEMRI 以下、KEMRI）、ザンビア大学附属教育病院（Zambia University Teaching Hospital: UTH 以下、UTH）に対する日本のこれまでの協力を対象に、これらの研究機関によるこれまでの感染症研究の成果や公衆衛生への波及効果を確認するとともに、当該国（ガーナ）の感染症対策の枠組みの中でのこれらの研

究拠点の位置付け・機能、及び期待される役割を検討し、今後の協力に対する提言としてまとめることを目的として評価を行う。

評価設問は以下のとおりである。

- (1) アフリカ地域での我が国の代表的な感染症研究機関に対する協力を通じて、それぞれの研究所が当該国や周辺地域の保健医療センターにおいて、「感染症対策における研究所・研究機関の果たすべき位置付けや機能」に照らして、現状でどのような機能を果たし、公衆衛生の見地からどのような波及効果をもたらしてきたか。
- (2) また、当該国の保健医療センターのなかで、これらの研究拠点をどのように位置付け、研究拠点が感染症対策においてどのような役割を果たしていくべきか。

1.3 評価方法

本件評価は、以下のステップを通じて行った（図 1.1 評価方法概念図参照）。

1.3.1 研究機関の機能の整理

対象研究機関が感染症対策に果たしている機能及び役割を整理・分析するにあたり、感染症研究機関の一般的な機能を概念化するため、日本の国立感染症研究所、米国の疾病管理・予防センター（Centers for Disease Control and Prevention: CDC）、英国の感染症サーベイランスセンター（Communicable Disease Surveillance Centre: CDSC）を例として、先進国の感染症対策において、研究機関が果たす機能を分析し、1) 研究、2) 人材育成、3) 保健サービスへの貢献の 3 点に整理した。本評価では対象機関の評価にあたり、これらを分析の枠組みとして用いた。

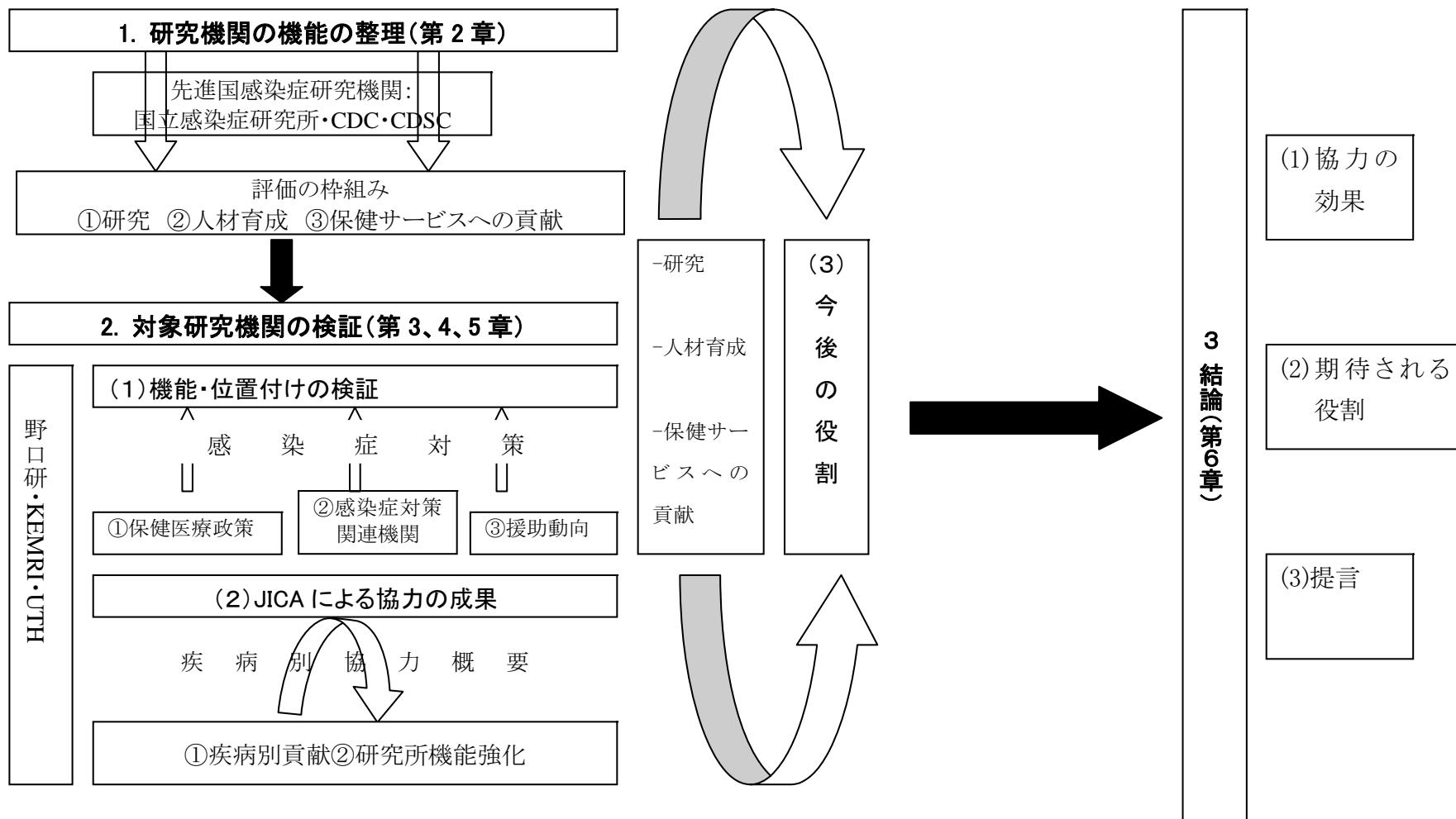
1.3.2 対象研究機関の検証

各対象研究機関の感染症対策における機能および位置付けを確認し、JICA による協力が研究所機能の強化にどのような効果を与え、感染症対策にどのように貢献したのかを分析することによって、今後、対象研究機関に求められる役割を明らかにする。

(1) 機能・位置付けの検証

上記 1.3.1 の分析で明らかとなった感染症研究機関の一般的な機能を参考に、現状の対象研究機関の担っている機能を整理し、対象国々における固有のセクター概況（保健医療政策、援助動向、他の感染症対策関連機関との関係）をふまえたうえで、対象研究機関が、当該国の感染症対策において、どのような位置付けにあるのかを明らかにする。

図 1.1 評価方法概念図



(2) JICAによる協力の評価

各研究機関において実施された JICA による協力を疾病毎に再編し、JICA の支援が感染症対策にどのように貢献したのかを分析する。分析にあたっては、個々に実施されたプロジェクトの目的、上位目標を調査対象国ごとに整理し、相手国実施機関と JICA が一連の協力を通じて何を目指していたのかを確認したうえで、これを協力目標とする。これらの協力による成果が実際に感染症対策に貢献したのか、またそれらの貢献が JICA の協力終了後も継続していたのかを中心に検証を行う。

(3) 今後の役割

上記による分析の総括として、研究機関が各国の感染症対策において今後期待される役割を、本件評価の枠組みである 1) 研究、2) 人材育成、3) 保健サービスへの貢献の 3 つの視点からとりまとめる。

1.3.3 提言

1.3.2 をふまえ、総括として JICA の対象研究機関に対する協力効果を整理し、その共通点を抽出する。さらに、これらの研究機関に期待される共通の役割を提示したうえで、今後の協力の方向性を検討する。

1.4 評価調査の実施プロセス

1.4.1 評価検討会

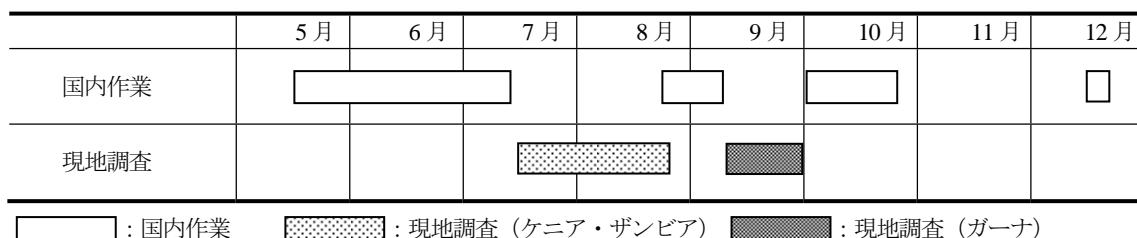
本評価調査実施にあたっては、評価検討会を設置し、評価設問、フレームワーク、評価視点、現地調査方法、調査結果のとりまとめ方法等に関し協議を行った。評価検討会の構成は表 1.1 のとおりである。

表 1.1 評価検討会構成

氏名	所属
<アドバイザー> 鈴木 宏	新潟大学大学院医歯学総合研究科国際感染医学講座公衆衛生学分野教授
森次 保雄	国立予防衛生研究所（現国立感染症研究所）副所長
三好 翔一	立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科教授
<JICA> 笛吹 弦	独立行政法人国際協力機構人間開発部第4 グループ感染症対策チーム長
門脇 聰	独立行政法人国際協力機構アフリカ部南部アフリカチーム職員
三輪 徳子	独立行政法人国際協力機構企画・調整部事業評価グループ長
佐藤 和明	独立行政法人国際協力機構企画・調整部事業評価グループ評価企画チーム長
大島 歩	独立行政法人国際協力機構企画・調整部事業評価グループテーマ別評価チーム職員 (2004年11月まで)
神津 宗之	独立行政法人国際協力機構企画・調整部事業評価グループテーマ別評価チーム ジュニア専門員
<コンサルタント> 小林 茂	システム科学コンサルタンツ株式会社
村松 啓子	システム科学コンサルタンツ株式会社

1.4.2 調査工程

図 1.2 調査工程



1.4.3 調査団の構成

2004年5月からの国内分析作業に続いて、本評価調査では2回の現地調査を実施した。第1回現地調査(ケニア・ザンビア:2004年7月17日～8月25日)および第2回現地調査(ガーナ:2004年9月11日～9月30日)の団員構成は表 1.2 および 1.3 のとおりである。

表 1.2 第1次現地調査団員構成（ケニア・ザンビア）

氏名	担当分野	所 属	調査期間
鈴木 宏	総括 感染症対策	新潟大学大学院医歯学総合研究科 国際感染医学講座公衆衛生学分野教授	ケニア:8月1日～8月6日 ザンビア:8月7日～8月18日
小林 茂	事業評価	システム科学コンサルタンツ株式会社	ケニア:7月17日～8月6日 ザンビア:8月7日～8月25日
村松 啓子	研究所機能分析	システム科学コンサルタンツ株式会社	ケニア:7月17日～8月6日 ザンビア:8月7日～8月25日
神津 宗之	評価監理	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 事業評価グループ ジュニア専門員	ケニア:7月17日～8月6日 ザンビア:8月7日～8月14日

表 1.3 第2次現地調査団員構成（ガーナ）

氏名	担当分野	所 属	調査期間
三輪 徳子	総括	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 事業評価グループ長	9月11日～9月19日
鈴木 宏	感染症対策	新潟大学大学院医歯学総合研究科 国際感染医学講座公衆衛生学分野教授	9月10日～9月20日
小林 茂	事業評価	システム科学コンサルタンツ株式会社	9月11日～9月30日
村松 啓子	研究所機能分析	システム科学コンサルタンツ株式会社	9月11日～9月30日

第2章　日本・欧米における感染症研究機関の機能

本章ではまず、対象研究機関の分析に先立って、感染症対策における研究機関の果たす一般的な機能を明確にするため、日本、アメリカおよびイギリスの代表的な感染症研究機関の事例分析を行う。今回の評価調査では、本章で確認された日米英の代表的な感染症研究機関の果たしている機能を本特定テーマ評価の調査対象であるアフリカ3カ国の感染症研究機関の分析を行う際に参考として用いた。

2.1　日本の感染症研究機関の機能

2.1.1　感染症対策実施機関

日本では、厚生労働省の健康局およびその下部組織である結核感染症課と疾病対策課が感染症対策を担当している。感染症対策の実施機関とその役割は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律：感染症法」（平成10年10月2日法律第114号 最終改正：平成16年12月1日法律第150号）により、国、都道府県、市町村の各レベルで定められている。

前述の通り、国家行政レベルにおける感染症対策の主管官庁は厚生労働省であり、厚生労働大臣は省令等により、感染症予防の総合的な推進を図るための基本方針を策定するとともに、感染症のうち特に総合的に予防のための施策を推進する必要のあるものについては、特定感染症予防指針を作成し公表する。その他、厚生労働省は都道府県や市町村の担当機関が感染症対策を実施するうえでの指導・支援を行っている。

都道府県の担当機関は、国の基本方針を受けて、具体的な予防計画および行動計画を策定している。この予防計画及び行動計画は、都道府県衛生局と市町村の担当機関である市・区役所保健部、保健所により実施されている。この他にも、市・区役所保健部および保健所は感染症対策の対人サービスの実施主体として、法定伝染病発生時の連絡業務、予防接種等、地域住民に対する保健サービスを行っている。

2.1.2　感染症対策における研究機関の機能

前述の通り、日本の感染症対策は、国、都道府県、市町村の各レベルで実施されているが、国家行政レベルにおける感染症研究機関としては、国立感染症研究所をはじめ、各専門分野に特化した研究機関が厚生労働省の傘下に設置されている。この他、財團法人日本公衆衛生協会等の各種公益法人も、各自が専門とする分野で調査・研究を実施することにより、感染症対策に貢献している。代表的な国立研究機関および関連外郭団体の活動目的は表2.1のとおりである。また、厚生労働省関係部局は、国立感染症研究所の研究成果に基づいて、感染症対策の基本方針を策定し、病院などの医療施設に通達を行っている。

表2.1 感染症対策関連機関の活動目的

機関名	目的
【国立研究機関】	
国立感染症研究所	感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、また、これを支援する。
国立健康・栄養研究所	国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図る。
国立医薬品食品衛生研究所	医薬品や食品のほか、生活環境に存在する多くの化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究や調査を行う。また、医薬品や医療用具の製造及び輸入の承認、再審査並びに再評価に必要な審査を行う。
国立国際医療センター	人間の尊厳を基に最善の全人的医療を提供するとともに、その教育・研究を実践し、地球的視野から社会の健康と福祉に寄与する。
【関連外郭団体】	
(財)日本公衆衛生協会	公衆衛生の向上をはかり、健康で文化的な国民生活の建設に寄与する。
(財)結核予防会	国民の結核を中心とする疾病の予防並びに治療に関する事業を行うことをもって国民保健の向上を図るとともに、結核対策に関し必要な国際協力をを行うことを目的とする。
(財)血液製剤調査機構	国内献血による血液由来製剤(その代替製剤を含む)の適正な製造及び供給に資するため、内外の情報収集及び分析並びに必要な調査研究を行う。
(財)ウイルス肝炎研究財団	肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変、肝癌等の研究の推進、診断及び予防方法の普及並びに国内外学術団体等との連絡協調の促進を図ることにより、国民の健康と福祉の向上に寄与する。
【省庁専門機関】	
厚生労働省検疫所	新興・再興感染症の防止や輸入食品の安全性などの諸問題によって人々の生命、健康の安全が脅かされる事態を未然に防止する。
國家畜衛生試験所 (農林水産省)	人畜共通感染症に係る情報の共有・ネットワーク化

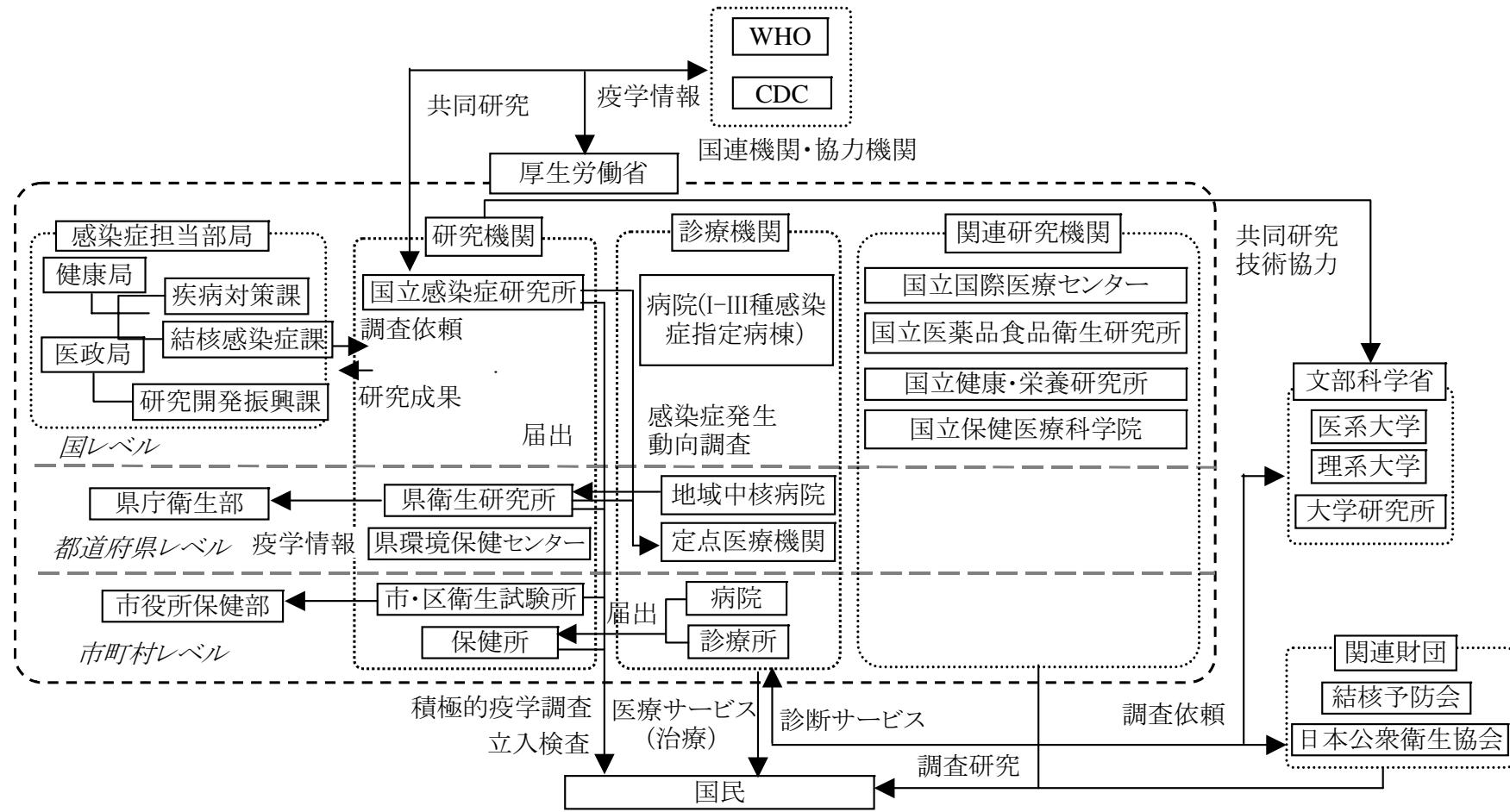
調査団作成

一方、都道府県レベルでは、地方における感染症研究機関として、地方衛生研究所が地域の疫学情報・データの収集を主な機能として感染症対策に携わっている。各地方衛生研究所で収集された情報は、国立感染症研究所の感染症情報センターに集約され、定期的に各地の衛生研究所や関連機関に発信される。また、感染症が地方で発生した場合には、地方病院からの検査依頼を受け、地方衛生研究所が診断を行う。地方衛生研究所での診断が不可能な場合には、国立感染症研究所に病原菌の同定・診断が依頼される。この疫学情報は厚生労働省、WHOへと伝達される。

また、上記表2.1の感染症対策関連機関とは別に多くの大学附属研究機関で感染症をはじめとする各種疾患の基礎・応用研究が行われている。

日本の感染症対策における各機関の相関関係は図2.1のとおりである。

図2.1 日本の感染症対策における関連機関の相関図



調査団作成

2.1.3 国立感染症研究所の機能

日本の感染症研究機関としては、国立感染症研究所が代表としてあげられるが、これらの国立研究機関は、厚生労働省傘下の研究機関として、保健政策における重点課題を研究テーマとする義務を有しており、研究成果の社会還元性を求められている。

国立感染症研究所の機能は研究業務、研修業務、感染症のリファレンス業務、サーベイランス業務、国家検定・検査業務、国際協力関係業務に分類することができる。このうち、リファレンス業務は感染症の検査システムの確保、サーベイランス業務は感染症情報の収集・解析・提供、国家検定・検査業務は生物学的製剤（各種ワクチン、血液製剤等）の国家検定及び検査に必要な生物学的製剤や抗生物質医薬品の各種標準品の製造を行うことを目的としている。これらリファレンス業務、サーベイランス業務および国家検定・検査業務は、厚生労働省傘下の他の感染症対策機関と連携して実施されており、国民に対するより質の高い保健サービスの提供を目指すものであるため、本評価では「保健サービスへの貢献」を目的とした業務として、ひとつにまとめた。また、国立感染症研究所はWHO協力センターに指定されており、国際協力関係業務として、病原体の分離・同定や疫学的調査診断等のサーベイランス業務、標準品の作製・供給や診断用抗原の改良、情報交換などのリファレンス業務、人材育成業務などを行っている。国際協力関係業務を機能面で整理するとリファレンス業務、サーベイランス業務、国家検定・検査業務、および研修業務のいずれかに分類することができる。したがって、ここでは国際協力関係業務を独立した機能としては扱わず、リファレンス業務、サーベイランス業務、国家検定・検査業務、および研修業務に分類されるものとして整理した。

以上より、国立感染症研究所の業務内容は、研究、人材育成、保健サービスへの貢献（サーベイランス業務、リファレンス業務、国家検定・検査業務、国際協力関連業務）の観点から表2.2のとおり整理することができる。

表2.2 国立感染症研究所の機能とその業務内容

機能	業務内容
研究	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症及び免疫機能が関与する難病に関する基礎・応用研究 ➢ 新興・再興感染症や重要疾患の原因となる病原体の分子生物学解析・迅速診断法 ➢ ワクチン等の開発・応用研究 ➢ 遺伝子治療におけるベクター開発と安全性評価
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外技術研修員に対するエイズ、ポリオ及びハンセン病等の集団技術研修および個別研修の実施 ➢ 国内の研究機関等の職員に対する研修事業の企画・実施
保健サービス への貢献	<p>【サーベイランス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方からの病原体検出報告及び患者発生状況の集計評価・情報提供 ➢ 感染症流行や集団発生時の疫学調査 ➢ 外国の感染症情報機関との情報の交換 <p>【リファレンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 病原体の保管・分与 ➢ 感染症の診断・検査や疫学調査等に用いる試薬の標準化及び標準品の製造・分与 ➢ 地方衛生研究所等との連携によるネットワークの形成 ➢ 国外(WHO、CDC、発展途上国政府等)との連携・情報交換 <p>【国家検定・検査業務と生物学的製剤、抗生物質等の品質管理に関する研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症、その他特定疾病の予防・治療及び診断における生物学的製剤(各種ワクチン、血液製剤)の有効性と安全性及び均質性を保証するために必要な検査 ➢ 一般依頼の生物学的製剤・抗生物質医薬品・消毒薬・殺虫剤並びに各種ウイルス・血清・抗体等の生物学的検査 ➢ 大量生産への移行が前提となる予防薬・診断用抗原・抗血清等の試験製造

国立感染症研究所ホームページ等を基に調査団作成

また、表2.3に記した国立感染症研究所の各部署は、WHOから西太平洋地域における最高レベルのリファレンス施設として、病原体の分離・同定、疫学的調査診断、標準品の作製供給、診断用抗原の改良、菌株の分与・保存、技術者の教育、防疫指導及び情報の交換等を行う高度研究機関に指定されている。

表2.3 国立感染症研究所のWHO指定センター

細菌第一部	腸内細菌ファージ型別センター(IUMS指定センター) シゲラサルモネラセンター(WHO指定日本国内センター)
細菌第二部	免疫学的生物製剤製造センター
ウイルス第二部	エンテロウイルスセンター
ウイルス第三部	インフルエンザ協力センター
感染症情報センター	血清銀行(WHO指定日本国内センター)
獣医学部	特定小動物協力センター

出典:国立感染症研究所概要(2005), <http://www.nih.go.jp/niid/welcome/index.html>

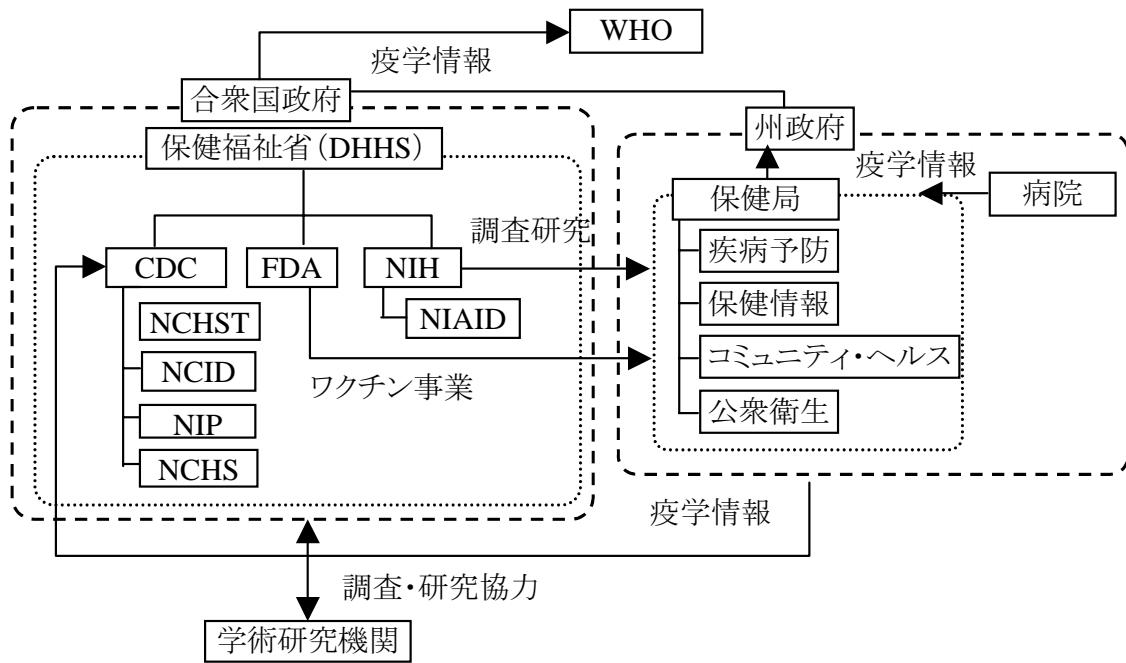
2.2 米国の感染症研究機関の機能

米国の保健医療に関する基本方針は保健省が策定しているが、関連法規は各州が独自に制定しており、保健医療政策の内容も州ごとに異なっている。このため、感染症対策についても各州政府は保健省の策定する国家のガイドラインを参考にしながら、地域の特殊性を考慮した感染症対策を策定している。

保健省の傘下の研究機関としては、感染症対策を主な業務とする疾病管理・予防センター(Centers for Disease Control and Prevention : CDC)、食品の衛生および医薬品に関する研究を主

な業務とする食品医薬品局（Food and Drug Administration : FDA） 、感染症をはじめ公衆衛生に関する研究を主な業務とする国立衛生研究所（National Institutes of Health : NIH）が挙げられる（図2.2参照）。

図2.2 米国の感染症対策における関連機関の相関図



関連資料を基に調査団作成

CDCは、国立感染症センター、国立慢性疾患予防センター、国立保健統計センター等、12のセンター・機関から構成されている。また、10カ所の国内支部と45カ国に海外支部を有しており、8,500名の職員のうち2,000名以上が各州の保健局や検疫所等に出向している。米国全土および全世界にネットワークを構築しているCDCは、米国内のみならず、世界的にみても感染症対策において中心的な役割を担っている。

CDCの12のセンターのうち、包括的に感染症対策を担当しているのは、国立感染症センター（National Center for Infectious Diseases: NCID）および国立性感染症・結核予防センター（National Center for HIV, STD and TB Prevention: NCHSTP）である。両センターは、保健省の感染症対策プログラムの活動計画の策定、サーベイランス、研究、普及啓発活動、教育・技術移転を行っている。この他、予防接種の実施を担当する国立予防接種プログラム（National Immunization Program: NIP）や感染症対策の基盤となる統計情報を提供する国立保健統計センター（National Center for Health Statistics: NCHS）が、業務の一部として感染症対策に取り組んでいる。CDCの感染症対策における業務内容も日本の国立感染症研究所と同じく、研究、人材育成、保健サービスへの貢献に類別される（表2.4参照）。

表2.4 疾病管理・予防センター(CDC)の機能とその業務内容

基本業務	業務内容
研究	➢ 感染症に関する基礎・応用研究 ➢ 新興・再興感染症や重要疾患の診断法の開発
人材育成	➢ 海外技術研修員に対する研修の実施 ➢ 国内の医療従事者、NIHの職員に対する技術指導・研修事業の企画・実施
保健サービスへの貢献	【サーベイランス業務】 ➢ 地方からの病原体検出報告及び患者発生状況の集計評価・情報提供 ➢ 感染症流行や集団発生時の疫学調査 ➢ 外国の感染症情報機関との情報の交換 【リファレンス業務】 ➢ 病原体の保管・分与 ➢ 感染症の診断・検査や疫学調査等に用いる試薬の標準化及び標準品の製造・分与 ➢ 州保健局との連携によるネットワークの形成 ➢ 海外研究機関等との連携・情報交換 【国家検定・検査業務と品質管理・安全管理に関する研究】 ➢ 生物学的製剤の有効性と安全性及び均質性を保証するための国家検定 ➢ 食品衛生・毒素検査 【予防対策の推進】 ➢ 予防接種制度の整備、サーベイランス、情報提供 ➢ 院内感染対策

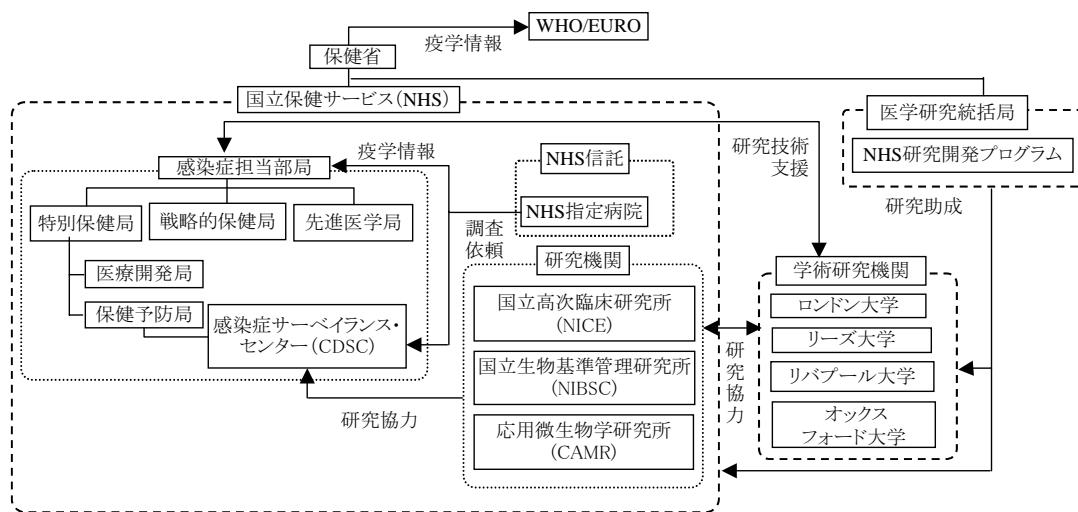
関連資料を基に調査団作成

2.3 英国の感染症研究機関の機能

英国では、保健省(Department of Health)が感染症対策を含む保健医療政策・方針の決定、医療サービスの管理、関係機関との調整(予算折衝含む)を行い、国立保健サービス(National Health Service: NHS)が保健業務を遂行する実施機関として分離されている。NHSの傘下には、専門分野別に28の特別保健局(Special Health Authority)と地域別に11の戦略保健局(Strategic Health Authority)配置されている。

感染症対策については、特別保健局の一つである保健予防局(Health Protection Agency)が中心となり、具体的な対策を策定している。各医療施設から提供される疾病情報は感染症サーベイランス・センター(Communicable Disease Surveillance Centre: CDSC)から戦略保健局に報告され、特別保健局を通じて医療予防局に集積されている。英国の感染症対策における各機関の相関関係は図2.3の通りである。

図2.3 英国の感染症対策における関連機関の相関図



関係資料を基に調査団作成

英国の主要感染症研究機関としては、保健予防局に属する感染症サーベイランス・センター (Communicable Disease Surveillance Center : CDSC) があげられる。CDSCは、研究、リファレンス業務、サーベイランス業務、国家検定・検査業務、研究業務、国際協力関係業務、研修業務を行っているほか、特別保健局の傘下にある地方検査室から収集した疫学情報をもとに関連機関に感染症発生動向を発信している。

CDSCの感染症対策における業務内容も、研究、人材育成、保健サービスへの貢献に整理することができる（表2.5参照）。

表2.5 CDSCの機能とその業務内容

機能	業務内容
研究	➢ 感染症に関する基礎・応用研究 ➢ 新興・再興感染症や重要疾患の学術研究
人材育成	➢ 海外技術研修員に対する研修の実施 ➢ 国内の医療従事者、NHSの職員に対する技術指導・研修事業の企画・実施
保健サービス への貢献	【サーベイランス業務】 ➢ 地方からの病原体検出報告及び患者発生状況の集計評価・情報提供 ➢ 感染症流行や集団発生時の疫学調査 ➢ 外国の感染症情報機関との情報の交換 【リファレンス業務】 ➢ 病原体の保管・分与 ➢ 感染症の診断・検査や疫学調査等に用いる試薬の標準化及び標準品の製造・分与 ➢ 地方衛生研究所等との連携によるネットワークの形成 ➢ 国外(WHO、CDC、発展途上国政府等)との連携・情報交換 【国家検定・検査業務と生物学的製剤、抗生物質等の品質管理に関する研究】 ➢ 感染症、その他特定疾病の予防・治療及び生物学的製剤(各種ワクチン、血液製剤)の有効性と安全性及び均質性を保証するために必要な検査 【予防対策の推進】 ➢ 予防接種制度の整備、サーベイランス、情報提供 ➢ 院内感染対策 ➢ 感染指定病棟の整備と新興・再興感染症を含む感染症類型の再整備

関連資料を基に調査団作成

この他、専門分野に特化した公立研究機関としては、ワクチン開発や病原体の研究を行う応用微生物学研究所 (Centre for Applied Microbiology and Research: CAMR) 、国家検定・検査業務と生物学的製剤・抗生物質等の品質管理に関する研究を行う国立生物基準管理研究所 (National Institute for Biological Standards and Control: NIBSC) がある。これらの研究機関は、必要に応じて感染症サーベイランス・センターと協力し研究を行っている。

2.4 感染症研究機関の一般的な機能

上記のとおり、日本の国立感染症研究所、米国のCDC、英国のCDSCによる感染症対策における機能はほぼ共通している。CDCおよびCDSCと異なり、国立感染症研究所はその業務に予防対策を明示していないが、実際には国立感染症研究所内に設けられた感染症情報センターでは、予防接種の有効性に関する総合的研究や予防接種の効果と副作用に関するモニタリングおよびその結果の公表等、予防対策に関する活動を行っている。これら一連の予防対策は、研究業務、研修業務、サーベイランス業務、リファレンス業務、医薬品の国家検定・検査業務に横断的に係わるものであるため、これらの業務の中に含めて整理することとした。

以上より、3研究機関とも研究業務の他に、国内外の医療従事者に対する研修業務、サーベイランス業務、リファレンス業務、医薬品の国家検定・検査業務を実施しており、表2.6ではこれらの業務を機能面で研究、人材育成、保健サービスの3つの視点から整理した。

表2.6 感染症研究機関が有する機能

	国立感染症研究所(日本)	CDC(米国)	CDSC(英国)
【研究】			
研究	○	○	○
【人材育成】			
研修	○	○	○
【保健サービス】			
サーベイランス	○	○	○
リファレンス	○	○	○
国家検定・検査業務	○	○	○
<hr/>			
調査団作成			

本調査では、日本、アメリカ、イギリスの感染症研究機関の事例分析で明らかになった一般的な機能を参考に、ガーナ、ケニア、ザンビアの3研究機関の担っている機能を整理することとする。

第 2 部

評 價 分 析

第2部 評価分析

第3章 感染症研究機関に対する我が国の協力の推移

アフリカでは 1957 年のガーナ独立をはじめとして、「アフリカの年」と言われる 1960 年には相次いで 17 カ国が独立を達成した。しかし、独立直後のアフリカ諸国には、開発問題、紛争、感染症等、現在まで課題として残されている問題が山積していた。日本の ODA（政府開発援助）はこれとほぼ時期を同じくして 1954 年より開始されたが、当時の協力はアジア地域での支援を重点に置いたものであった。1968 年から開始されたガーナ医科大学コレブ病院（後の野口記念医学研究所）に対する技術協力は、日本の対アフリカ協力の先駆的な存在といえる。その後、1978 年の第一次 ODA 倍増計画に伴い、日本の対アフリカ援助は飛躍的に増大することとなったが、ケニア中央医学研究所に対する技術協力は、この時期に開始されている。

1980 年代、アフリカは「失われた 10 年」と呼ばれる深刻な経済危機に陥ったが、この間もアフリカに対する日本の援助は順調に伸び続け、対アフリカ二国間 ODA は、1980 年の 223 百万ドルから 88 年には 884 百万ドルまで増加している。ザンビア大学附属教育病院への技術協力は、この時期に開始されている。その後、1993 年 10 月、第 1 回東京アフリカ開発会議（TICAD）が開催され、保健医療セクターをはじめとするアフリカ諸国への支援が国際社会の合意のもとで拡大されていった。また、1994 年には人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ（GII）、2000 年には感染症沖縄イニシアティブが宣言される等、感染症対策が途上国への支援として大きく採り上げられることとなった。

野口研、KEMRI、UTH は、日本のアフリカ支援の歴史の中で、感染症対策支援の拠点としての役割を果たしてきているが、これらの研究機関に対する協力の概要は表 3.1 のとおりである。

表 3.1 研究機関に対する協力概要

年	'65	'70	'75	'80	'85	'90	'95	'00	'05
重要事項	アフリカ諸国の独立	BHN 重視の開発		アフリカ「失われた 10 年」	TICAD I 開催 TICAD II 開催			TICAD III 開催 沖縄感染症イニシアティブ	
ガーナ	コレブ病院（個別専門家派遣） ➢ ウィルス学と電子顕微鏡 ➢ 低栄養と感染症 ➢ 病態生理学と感染症 ➢ 下痢症と低栄養	野口研プロジェクト ➢ ウィルス学 ➢ 疫学 ➢ 栄養学	野口研プロジェクト II・F/U ➢ ワクチン関連 ➢ 下痢症 ➢ HIV/AIDS ➢ 住血吸虫症	感染症対策プロジェクト ➢ HIV/AIDS/STD ➢ 結核対策 ➢ VPD ➢ 住血吸虫症	WASIPAC ➢ 寄生虫対策 ➢ 国内研修・第 三国研修				
ケニア		伝染病対策プロジェクト ➢ ウィルス性下痢症 ➢ 細菌性下痢症 ➢ 寄生虫学	KEMRI プロジェクト ➢ ウィルス性下痢症 ➢ ウィルス性肝炎 ➢ 細菌性下痢症 ➢ 寄生虫学	感染症研究対策 ➢ ウィルス性下痢症 ➢ ウィルス性肝炎 ➢ 細菌性下痢症 ➢ 寄生虫学	感染症研究対策 II ➢ HIV/AIDS ➢ ARI ➢ ウィルス性肝炎	研究対策 ➢ 感染症・寄生虫症	感染症研究対策プロジェクト ➢ HIV/AIDS ➢ ウィルス性肝炎 ➢ 日和見感染症	国際寄生虫対策プロジェクト ➢ 寄生虫対策 ➢ 国内研修・広域研修	
ザンビア				感染症プロジェクト I・F/U ➢ 検査診断方法確立 ➢ 病因解析 ➢ 治療方法標準化	感染症対策プロジェクト ➢ 診断技術の向上 ➢ 感染症臨床・疫学研究 ➢ サーベイランスシステム強化 ➢ 地区レベルの臨床検査技術向上 ➢ データの有効活用		エイズおよび結核対策プロジェクト ➢ 検査技術、データ管理、マネジメント能力の向上 ➢ 地方検査室の検査実施能力と質の向上 ➢ 検査サービスの利用度向上 ➢ HIV/AIDS、結核情報の活用 ➢ HIV/AIDS、結核ワーキンググループとの協力関係構築		

調査団作成